

あなたの国民年金

パート④



20歳以上60歳未満の方は、

みんな国民年金加入者です

国民年金の被保険者は3種類

国民年金の被保険者は、保険料の納付方法のちがいにより3種類に分けられます。

第1号被保険者は、毎月保険料をあなた自身で納めなければなりません。第2号被保険者は、給料から天引きされ、第3号被保険者は、配偶者が加入する制度が負担しますので、本人が納める必要はありません。

あなたは何号被保険者ですか？

第1号被保険者



自営業者、農林漁業者、自由業者、学生など

第2号被保険者



サラリーマンなど、厚生年金や共済組合の加入者

第3号被保険者



厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

サラリーマンの奥さん、届け出は忘れないように!!

- ◎ 結婚して、ご主人に扶養されるようになったとき
- ◎ ご主人が会社を変ったとき
- ◎ ご主人が会社をやめたとき
- ◎ 奥さんの収入が増えて、ご主人の被扶養者でなくなったとき
- ◎ 離婚したとき
- ◎ 奥さんが会社に勤め厚生年金に加入したとき



60歳で受給手続きにみえた鈴木貞夫さん（新井）

気持ちは若いですがもうそんな年なのかというのうれしいのと複雑な気持ちです。

問 合 せ

住民福祉課年金係

☎ 1211

内線 154

